

入札説明書

令和8年5月18日付け公告の愛知県警察本部総務部会計課（県に帰属された金貨の売却）に係る競争入札については、下記のとおり執行します。

記

1 入札に付する事項

- (1) 案件の名称及び数量
県に帰属された金貨の売却
(メープルリーフ金貨1/4オンス 11枚)
- (2) 案件の契約書案
別紙契約書（案）
- (3) 契約期間
契約締結日から令和8年7月17日（金）まで
- (4) 売却物件の引渡場所
愛知県警察本部会計課
- (5) 入札方法
 - ア 入札者は、メープルリーフ金貨1/4オンス11枚の引き取り額を見積もってください。
 - イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 競争参加資格

- (1) 愛知県が発注する物品の製造・販売、物品の買受け及び役務の提供等（以下「物品の製造等」という。）に係る愛知県競争入札参加資格者名簿（令和8年4月～令和10年3月）大分類「02. 物品の買受け」のうち中分類「01. 不用品買受」に登録されている者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 入札公告の日から開札までの期間において、愛知県から物品の製造等に係る指名停止の措置を受けていないこと。
- (4) 入札公告の日から開札の日までの期間において、「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成24年6月29日付け愛知県知事等・愛知県警察本部長締結）（以下「合意書」という。）に基づく排除措置を受けていないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

- (6) 愛知県警察が定める誓約書及び法人等（法人又は団体若しくは個人をいう。）の役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者その他経営又は運営に実質的に関与している者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等その他経営又は運営に実質的に関与している者、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者その他経営又は運営に実質的に関与している者をいう。）に係る名簿が提出されていること。
- (7) 当該買受又はこれに類するの買受について実績があることを証明した者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
名古屋市中区三の丸二丁目1番1号
愛知県警察本部総務部会計課調度係 電話 (052) 951-1611 内線2546
- (2) 入札及び開札の日時及び場所
令和8年6月30日（火）午前10時00分
愛知県警察本部本館1階 施設課入札室

- (3) 入札書の提出方法

持参又は郵送により提出することとし、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。

ア 持参する場合

入札書は、入札書（別紙5-1）を作成し、封筒に入れ封し、かつ、その封筒に「令和8年6月30日開札 県に帰属された金貨の売却の入札書在中」及び「住所、氏名（法人にあっては所在地、名称及び代表者名）」を記載しなければならない。入札書の提出は、3(1)の提出場所に提出してください。（別紙5-2記載例参照）

入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることはできません。

イ 郵送の場合（別紙6記載例参照）

(ア) 入札書を内封筒に入れ密封・封印（代表者印もしくは、代理人入札の場合は代理人印）する。内封筒の表面に提出先の宛名（愛知県警察本部会計課調度係あて）、入札者の氏名（法人の場合はその商号又は名称）、開札日及び入札件名を朱書きのうえ、「親展」及び「入札書在中」と朱書きした外封筒に入れて封かんのこと

(イ) 書留により、令和8年6月29日（月）午後5時までに3(1)の問い合わせ先に必着のこと

- (4) 入札の延期

入札者が連合し、又は不穩の挙動をする場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、当該入札を延期し、又はこれを取りやめることがあります。

- (5) 代理人による入札

ア 代理人が入札する場合には、開札時まで委任状（別紙5-3）を提出してください。

イ 入札者又はその代理人は、本件売却に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることはできません。

(6) 開札

ア 開札は、入札の場所において、入札の終了後ただちに入札者又はその代理人を立ち合わせて行うものとします。

イ アの場合において、入札者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行うものとします。

ウ 開札をした場合において、入札者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限の範囲以上の価格の入札のないときは、再度入札（再度入札は2回まで）を行うことがあります。

4 担当部局

〒460-8502

愛知県名古屋市中区三の丸二丁目1番1号

愛知県警察本部総務部会計課調度係

電話番号 052 (951) 1611 内線2546

FAX番号 052 (973) 3430 (直通)

5 入札参加資格の確認等

(1) 入札参加希望者は、次に掲げる書類を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

ア 一般競争入札参加資格確認申請書（別紙1）

イ 契約実績一覧表（別紙2）

ウ 誓約書（別紙3）

エ 役員等名簿（別紙4） 電子データ

役員等名簿については、電子メールによりエクセルデータを提出すること。

なお、提出した書類について説明を求められたときは、これに応じなければなりません。

期限までに確認申請書等を提出していない者及び入札参加資格がないと認められた者は、入札に参加することができません。

「契約実績一覧表」の作成方法については、2(1)で示した業務分類の登録項目での契約実績（履行済みに限る。ただし、長期継続契約の場合は、契約中であっても履行済期間が1年以上あるものについては履行済の部分について実績とします。）を記載し、該当契約書等の写しを添付して提出してください。

(2) 入札参加申請書類提出の方法、期限及び場所等

ア 提出方法

持参又は郵送（書留郵便等）に限る。なお、封筒には「入札参加申請書類在中」

と朱書きすること。ただし(1)エ「役員等名簿」は、エクセルファイルにより作成し、電子メールで送信すること。

※ 「役員等名簿」の電子データによる提出について

○ 役員等名簿(エクセル様式)のダウンロード

愛知県警察ホームページ(申請・手続き/入札等情報/関係書類/役員等名簿)から「役員等名簿(エクセル)」をダウンロードしてください。

愛知県警察HPアドレス <https://www.pref.aichi.jp/police/>

○ 電子メールによる役員等名簿(エクセル形式)の提出

役員等名簿(エクセル)を作成し、5(2)イ(ア)に示す提出期限までに電子メールにより下記アドレス宛に送信してください。

送信先メールアドレス kaikei-c@police.pref.aichi.lg.jp

※送信の際は、4の担当部局まで電話連絡してください。

イ 提出期限及び場所

(ア) 提出期限

令和8年5月18日(月)午前10時から令和8年6月5日(金)午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)(郵送の場合は到着分有効)となります。

なお、持参による場合は、日曜日、土曜日及び休日を除きます。

(イ) 提出場所

4に示す場所

ウ その他

(ア) 入札参加申請書類の提出に係る費用は、提出者の負担とする。

(イ) 提出された書類は、提出者へ返却しない。

(3) 入札参加資格の有無については、令和8年6月12日(金)頃までに発送する「入札参加資格確認結果通知書」により通知します。

6 入札手続等に関する質問及び回答閲覧

(1) 入札及び契約手続に関する質問方法

入札及び契約手続に関する質問がある場合は、別紙7「質問票」を作成し、入札公告の日から令和8年5月29日(金)正午までに4に示す場所へFAX又は電子メール(宛先:kaikei-c@police.pref.aichi.lg.jp)により提出すること。

(2) 質問に対する回答閲覧

質問に対する回答は、愛知県警察本部(会計課)にて、令和8年6月2日(火)正午まで閲覧に供します。

7 その他

(1) 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 入札保証金

入札に参加しようとする者は、見積金額の100分の5以上の入札保証金(愛知県財務規則(昭和39年愛知県規則第10号。以下「財務規則」という。)第152条の4

に定める入札保証金に代わる担保を含む。)を開札期日までに、契約担当者に納めなければなりません。

ただし、財務規則第152条の3(入札保証金の納付の免除)の規定により、全部又は一部の納付を免除されたときは、この限りではありません。

(3) 入札の無効

愛知県財務規則第152条(入札の無効)に該当する入札は、無効とします。

(4) 落札者の決定方法

ア 競争参加資格及び仕様書等の要求条件をすべて満たし、当該入札者の入札価格が財務規則第153条第1項の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲以上で、かつ、最高価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。

イ 落札者となるべき者が二人以上あるときは、ただちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとします。入札者又はその代理人がくじを引かないときは、入札事務に関係のない職員がこれに代わってくじを引き落札者を決定します。

(5) 契約の締結

開札の日から契約締結の日までの期間において、落札者が「合意書」1(7)アに規定する排除措置を受けた場合は、原則として契約を締結しないものとします。

(6) 損害の賠償

暴力団等の排除措置により生ずる損害の賠償について、「合意書」1(7)アに規定する排除措置を受けた場合は、解除条項に基づき損害賠償を請求することがあります。

(7) 妨害等に対する報告義務等

契約の履行に当たり、妨害等を受けた場合は、速やかに県に報告するとともに警察へ被害届を提出しなければならない。これを怠った場合は、指名停止措置又は競争入札による契約若しくは随意契約において契約の相手方としない措置を講じることがあります。

(8) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金(財務規則第129条の4に定める契約保証金に代わる担保を含む)を契約締結時までに納付しなければなりません。

ただし、財務規則第129条の3(契約保証金の納付の免除)の規定により、全部又は一部の納付を免除されたときはこの限りではありません。

(9) 契約書の作成

ア 競争入札を執行し、契約の相手方を決定したときは、遅滞なく契約書を取り交わすものとします。

イ 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書に記名・押印し、さらに契約担当者が当該契約書の送付を受けてこれに押印するものとします。この場合において、契約担当者が押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送付するものとします。

(10) その他

ア この入札説明書において、特別の定めのない事項については、「愛知県警察入札

者心得書」に基づいて入札を執行します。

イ 談合、贈賄等により生ずる損害の賠償について、談合等の不正な事実が判明した場合は、契約条項に基づき損害賠償を請求します。